

## 令和8年3月12日から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、令和8年3月12日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和8年3月11日以前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して、福岡県全職種単純平均で6.1パーセント上昇したところです。

また、令和8年3月12日から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定され、令和8年3月11日以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して、全国平均で4.3パーセント上昇したところです。

これに伴い、技術者単価等の取り扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めることとしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 措置の概要

「新労務単価」または「新技術者単価」を3月12日より適用したことに伴い、2.に定める工事等は、各契約書の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができることとします。

#### 2. 対象工事または対象業務

令和8年3月12日以降に契約を締結する工事または業務（測量、調査、補償及び建設コンサルタントに関する業務）のうち、「旧労務単価」または「旧技術者単価」を使用して予定価格を積算しているもの

#### 3. 具体的な取扱い

2.に定める工事等において、請負者（受注者）より請求があった場合、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新資材単価等）により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

## 今回の特例措置の流れ

契約日が令和8年3月12日以降である工事請負契約または建設コンサルタント委託等か？



旧労務単価、旧技術者単価を使用しているか？



工 事 年 度	令和 年度
工 事 名	
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	公共 令和●年度
工 種 区 分	河川工事
単 価 適 用 年 月 日	令和●年度●月●日 公共
単 価 地 区	福岡1:福岡市(除旧周船寺・元岡・北崎村)、古賀市、糟屋郡

**【旧労務単価の適用例】**  
この単価適用年月日が「令和08年02月01日 公共」以前で契約日が3月12日以降の場合は、  
請負代金額の変更の請求が可能となります。

工事請負契約書第62条(設計業務等委託契約書第59条)に基づき、請負者(受注者)  
から請負代金額(業務委託料)の変更を請求※することができる

※ 工事の請求方法の参考例として、工事打合せ簿(記載例)参照  
業務の請求方法の参考例として、業務打合せ・協議簿(記載例)参照

新労務単価、新技術者単価及び契約時点の最新単価で変更契約を締結

工期(履行期間)内であれば請求は可能ですが、なるべく早い時期に  
請求の有無を発注機関の担当職員と打ち合せてください。